

2 0 2 5 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術編

2 0 2 6 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

この一年間、世界の安全保障情勢は大きく変化するとともに、地政学的対立が緊張をはらみながら継続し、これまでとは異なる対応が求められる難しい状況になってきております。

「欧州」では、既に4年が経過しましたが、依然としてロシアによるウクライナへの攻撃が続いており和平合意の目途はついておりません。「中東」では、イスラエルとアラブ諸国の軋轢が未だある中で停戦が実現したものの、ガザ地区の統治確立、再建は未だ進まず、加えて2月末には、イランの核開発停止などを求める米国とイスラエルがイランへの攻撃に踏み切り、最高指導者ハメネイ氏を殺害する等体制移行を求める動きに出ており、先行き不透明な状況となっています。「中南米や北極海エリア」では、中国やロシアの進出、その潜在的な影響力に対処するために、ヴェネズエラやキューバ、グリーンランドについて、米国がその支配力を強めようとする試みもありました。「アジア」では、相変わらず北朝鮮の核・ミサイル開発は継続し、中国は台湾問題を重視し、米国に台湾への武器供与について慎重な対応を求めています。このように世界を俯瞰すると、各地域で緊張関係が見られ、米中ロの間の直接的な対話、協議が各地域の情勢に影響を与えるものとして、注目される状況になっています。

また、貿易やサプライチェーンに目を向けてみますと、独占的な資源供給力や特定製品の生産力、あるいは巨大な国内市場を背景に、サプライチェーンをコントロールすることで、それらに依存している国々を自国の政策に従わせようという動きも顕著になってきています。いわゆる「エコノミック・ステート・クラフト」と呼ばれる、経済的パワーを最大限活用し、敵対する国に従わせようとする動きです。また、このような動きのツールとして「安全保障輸出管理」が外交や貿易交渉という大きな枠組みの下で議論され、そのディールの一貫として決定される傾向もあります。

こうした地政学的な対立が続く難しい環境下において、国連やWTO等、従来から国際秩序を維持する上で一定の役割を果たしてきた国際機関や国際ルールの実効性についても疑問が投げかけられています。特に、これまで国際秩序を支えてきた米国が、これらの国際機関や国際ルールに基づく解決というアプローチを選択しない傾向にあります。

さて、このような大きく変化している環境下で、「安全保障輸出管理」がどのように動いてきたのかに目を向けますと、まず、我が国では、2024年4月の安全保障輸出管理に関する産構審小委員会の中間答申を受けた制度改正が、CISTECの関係委員会とも密な意見交換を経て、一通り実施されましたところですが、今年度の改正は大変多岐にわたっています。

通常兵器キャッチオール規制については、客観要件の範囲を拡大、リスト規制品目については、国際レジームを補完し、機動的な対応を図るための加盟国連携や、半導体製造関連等の特定の技術を保有する同志国間での協調に基づく品目も追加されるなど、輸出管理対象としてカバーする必要がある範囲が従来よりも広がりました。技術流出の防止については、企業経営としても、政策的にも関心が高まり、技術管理強化のための官民対話スキームが構築されました。また、経済安全保障の観点から、多様化、分散化によりサプライチェーンの強靱化を図る必要性も強く指摘されており、これらは今後も継続する大きな潮流になると考えています。一方で、防衛装備品について、展示会出品や修理に伴う特定国への部品輸出について、包括許可が創設される等の手続き面の合理化も進みました。今後も国際レジームへの準拠を基本としつつ、規制の合理化をどのように進めていくかが重要な課題となります。

また、冒頭述べた地政学的な対立が続くなか、米中、それぞれの輸出管理制度が我が国のサプライチェーンに大きな影響を与えるようになってきております。昨年、米中協議の過程で、米国が **Entity List** について、掲載された企業が株式を 50%以上所有する子会社も同様に掲載とみなすルールを導入しようとし、中国が対抗してレアアースの再輸出規制を導入するという対立が生じました。結果的には、お互いの措置について、1年間留保することになり、その後は一定の安定が保たれているようにも見えますが、今後行われるであろう米中首脳会談において、現在の前提が維持されるかどうか注視が必要です。また、米国は、一貫して、対中向け輸出についてエンフォースメントを強化してきており、アジア諸国、とりわけマレーシアや台湾に対して、半導体関連品目が中国に流出する懸念を強く表明しており、我が国も、このような米国の視線を十分認識する必要があります。

中国については、昨年からの輸出管理制度の本格的な運用が始まったと見ています。特に、重要鉱物やレアアースを重点対象としており、中国がこれらをレバレッジとして用いる可能性は常に念頭に置くべきです。また、中国の制度は法令施行後に細目が段階的に具体化される特徴があるため、継続的な情報収集が不可欠です。

今年度の貨物部会傘下各専門委員会の活動は、このような大きな変化が起こっている状況下で行われました。活動の中で、同志国連携を具体化するリスト改正についてパブリックコメントを提出したほか、生物兵器製造装置関連規制、複合材又は樹脂を用いた飛しょう体部分品の規制対象、ステルス技術の規制対象、火薬類の解釈について、明確化要望を提出しました。また輸出管理品目ガイダンスやパラメータシートの改訂、分野別研修会開催等を行ってきました。

今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化は一層激しいものになることが予想されるなか、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存です。

最後にあらためて、部会活動にご尽力頂いた貨物部会、専門委員会、分科会の委員の方々に敬意を表するとともに、私どもの活動にご指導とご協力を頂いている経済産業省の皆様にご感謝申し上げます次第です。

2026年3月5日

安全保障輸出管理委員会

貨物部会 部会長 首藤 和彦

第1章 総括

1. 活動方針と主要課題

2025年5月28日に、下記の活動方針と主要課題を決定し、活動を推進してきた。

1. 1 活動方針

ここ数年、世界の安全保障情勢は複雑を極めており、また内外で経済安全保障に関連した規制強化も相次ぐなど、産業界にとって難しい判断・対応が求められ続けている。

世界の状況を俯瞰してみると、まず本年1月に発足した米国の第2次トランプ政権の動向が注目される。アメリカ第一主義が前面に出され、その政策や大統領自身の言動が世界を大きく揺り動かす状況になっている。米中関係、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢がどうなるのか、更には同志国であるはずのEU等との関係もどうなるのか、いずれも予測が困難で、不透明性、不確実性が高まっているように強く感じられる。

トランプ政権は関税を武器に米国の優位性を取り戻し、製造業の回帰・強化を指向し、それらの関連措置を先行させているが、1月20日に公開された「アメリカ・ファースト政策」では、輸出管理に関する評価検討の指示も大きな柱となっている。そこでは、輸出管理体制につき、戦略上の敵対者・地政学的ライバルその他の国家安保等の考慮すべき動向を踏まえて修正を助言するよう所管省庁に求めており、具体的には、米国の技術的優位性の維持・獲得・強化方法、既存の輸出規制の抜け穴の特定と排除方法、輸出管理措置の外国による遵守奨励メカニズムの評価等が課題として示されている。

中国においては、反外国制裁法、信頼できないエンティティリスト、輸出禁止・輸出制限技術リスト等の国家安全法制が整備され、更に昨年10月には輸出管理法に基づく条例が公布され、再輸出規制を米国並みに運用できる法整備もなされた。その上で、中国が優位性を持つ両用品や鉱物資源等について、米国の防衛関連企業等に対して再輸出規制も含めて禁輸措置を発動するなど、我が国を含む西側諸国の国際サプライチェーンにも大きな影響を及ぼしつつある。従来に対抗・報復措置は、どちらかと言えば象徴的なものだったが、相手に痛みを与えるような実効的なものに移行しつつある。

その中で、米国規制により中国企業を差別的に扱ったことを理由として、独禁法も含めて企業にペナルティを科す動きが出てきており、日本企業も米中間の板挟みとなる局面が生じる可能性が懸念される。

また、データ安全法や改正反スパイ法、改正国家秘密保守法等により、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な通常の経済データ、企業データの入手も難しくなるなど、ビジネス環境上の制約が増してきている。

ロシアによるウクライナ侵攻に対しては、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁を集中的に講じてきた。迂回輸出によりロシアの武器等に利用されている **Common High Priority Items List** を作成し、西側諸国から第三国経由の迂回防止策も実施し、更なる制裁の効果を高める措置をとってきた。

他方、トランプ新政権は発足直後から、ロシア・ウクライナ停戦に向けて従来とはまったく異なるアプローチを取る動きを進めつつあり、EU 主要国に対する批判も繰り返すなど、これまでの G7 ベースでの西側同志国連携による対応が継続できるのか、不透明さが増してきている。

その他、中国、北朝鮮の核ミサイル能力の拡大、ロシアと北朝鮮の軍事同盟締結及びイラン、中国等との関係強化などのほか、中東情勢についても、パレスチナのガザ地区を巡る混乱やシリア政権崩壊に伴う情勢の変動なども、国際的な安全保障面での影響が注視される。

これまで、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化しているところであり、我が国においても、昨年経済産業省の組織改編により、貿易経済協力局が「貿易経済安全保障局」に改組されている。

加えて、昨年 4 月の安全保障輸出管理に関する産構審小委員会の提言を受けた諸施策が、CISTEC の関係委員会とも密な意見交換を経て整備されてきている。技術管理強化のための官民対話スキームの構築、通常兵器キャッチオール規制の客観要件の拡大、国際レジームを補完する加盟国連携による合意や、半導体製造関連等の特定の技術を保有する同志国間での連携による規制も追加されるなど、輸出管理対象としてカバーする必要がある範囲が従来よりも大きく広がってきた。

CISTEC としても、引き続き、産学官のリンケージチャンネルとしての役割・機能を高めつつ、我が国全体の輸出管理水準の向上に向けて、一層の貢献をしていくことが期待されている。

当部会としても、以上のような環境認識と課題意識をしっかりと共有し、以下の主要課題に取り組む。

1. 2 主要課題

- (1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言
 - ・ 我が国と欧米諸国における貨物・技術規制の法制度及びその運用・解釈等の差異から生じる具体的問題の把握と改善策の提言
 - ・ 関係国との国際協調における合意内容に対応し、産業界への影響度合いを意識するなかでの国内規制のあり方の検討
- (2) 企業の輸出管理の適正化・効率化に関する調査、検討並びに支援
 - ・ 各種輸出管理品目ガイダンス、パラメータシート等の整備、充実、タイムリーな発行
- (3) 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言
 - ・ ワッセナー・アレンジメント等の規制品目の合理化、適正化提言
 - ・ 解釈の明確化提言
 - ・ 昨年度以前の提言項目のフォローアップ
- (4) 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査
 - ・ 米国を中心に軍事上重要な先端技術等とその応用についての資料収集、調査
 - ・ 欧米、アジア主要国の貨物・技術規制の運用実態の調査等
 - ・ 主要貨物・技術のフォーリンアベイラビリティの調査等

2. 活動成果

決定された活動方針・主要課題に基づき、各専門委員会及びその分科会にて活動方針、主要課題、活動計画を策定し、本年度の活動を進めてきた。

以下に、ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会、素材専門委員会、材料加工専門委員会、エレクトロニクス専門委員会、情報通信専門委員会、センサー・レーザー・航法専門委員会の活動成果を総括して示す。

2. 1 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

(1) 過年度要望事項のフォロー

1) 貨物等省令第16条第1項第四号の改正要望

MTCR原文にあり、貨物等省令では抜け落ちていると思われる「500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬できる無人航空機とその製造用装置等の設計、製造、使用の技術（プログラムを除く）」を貨物等省令第16条第1項第四号に規定するよう、経済産業省に2020年4月10日に要望した。本件については2025年6月16日に経済産業省に説明を行い、本年度、要望通り改正された。

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（航空宇宙分科会）＞

2) 振動試験機の使用のプログラムの判定根拠見直し要望

現状、振動試験機を使用するためのプログラムは、貨物の規制パラメータである加振力の大小に関わらず50kN以上の該当貨物に使用できることを根拠に、加振力50kN未満の非該当貨物を輸出する際にも一律に外為令別表の4の項(1)（貨物等省令第16条第1項第五号）に該当と判定し、役務取引許可を得て提供している。しかし、外為令別表4の項(1)を受けて貨物等省令第16条第1項の柱書では、「設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該の該当貨物の有する機能若しくは特性に到達し又はこれらを超えるために必要な技術」と規定されていることから、使用のプログラムについても加振力という貨物の規制パラメータに関与しているか否かで該非判定することが合理的であるとする、として、該非判定方法の見直しを2023年1月11日付け2022 貿情セ調（経提）第9号にて要望した。加えて、課題を再整理して、2024年7月9日に貨物等省令第16条第1項第五号に該当する使用のプログラムに関する規制の解釈について経済産業省に確認をお願いした。

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（航空宇宙分科会）＞

(結果)

今年度も航空宇宙分科会の関係者で継続課題として検討し、2025年10月15日に経済産業省に進捗状況の確認を行った。

3) ガスタービンエンジンのブリング、ブリスクに関する解釈の追加要望

貨物等省令第25条第3項第二号ヲの「回転ブリング」、「回転ブリスク」について、ブリング、ブリスクは一般的ではない用語として、明確化を図るため、経済産業省に解釈の追加

を2022年1月26日に要望した。

ブリング：ブレードと一体となったリング

ブリスク：ブレードと一体となったディスク

本件については、2025年6月16日に経済産業省に説明するとともに、業界での使用状況（GE社ではブリスクを使用し、P&W社ではIBRを使用している）について情報提供した。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（航空宇宙分科会）>

4) AG Control List(生物兵器製造装置関連)改定に向けての提案

昨年まで「AG Control List(生物兵器製造装置関連)改定に向けてのご提案」（2023年11月17日）、「AG Control List(生物兵器製造装置関連)改定に向けてのご提案（2025年1月の中間会合に向けて）」（2024年11月15日）」と2度にわたり、政省令等の改正に直接繋がるAG Control Listの改定提案を経済産業省に提出していた。これらの寄与もあり、貨物等省令第2条の2第2項第四号の「クロスフロー過用装置」のロ（一）の「殺菌」が「消毒」に改正された。第二号の「発酵槽」、第五号「凍結乾燥器」第五号の二「噴霧乾燥器」も同様に「殺菌」から「消毒」に改正されました。

また、「解釈」の「滅菌」と「消毒」がAG通りに規定され、それらの解釈をすべての生物兵器製造装置に適用する旨を明らかにしたQ&Aも経産省より公表された。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（生物・化学兵器製造装置分科会）>

5) 輸出令別表第1の4の項(25)および貨物等省令第3条第二十六号の改正要望

4の項(25)では、「音波（超音波を含む。以下同じ。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置」とされ、貨物等省令第3条第二十六号で規制対象を記述しているが、当該省令の条文はMTCRより規制対象が広く解釈されることから、MTCRを正確に反映した修正案について検討した。項目の変更を含む大幅な条文の修正となるため、経済産業省にもご案内して、先端材料関連分科会委員を主な対象としたステルス技術の勉強会を開催し、我が国法令とMTCR規制対象の比較について理解を深めた上で、ステルス技術を用いた材料、装置、試験装置の規制対象の明確化を図る要望書を、2025年2月25日に経済産業省に提出した。

今年度は実務的に課題となっている事例を集約し、要望書の補足説明資料として10月に経済産業省へ提出した。

<素材専門委員会（先端材料関連分科会）>

6) 輸出令別表第1の4の項(8)および貨物等省令第3条第九号の二の明確化の要望

「連続式混合機の部分品」の規制対象を明確化することを目的とした経済産業省Q&A掲載要望（2018年度提出）について、継続的にフォロー対応を行った。

これまで、連続式混合機の部分品の取り扱いについては、特別一般包括許可の適用範囲拡大など一定の対応を進めていただいた一方で、「本体装置をリスト規制該当たらしめる部分品

がリスト規制の対象となること」を明確化するという本件要望は依然として課題として残っている。

このため、先端材料関連分科会・二軸押出機WGでは、規制対象の理解促進と課題整理を目的とした勉強会を10月に実施し、経済産業省担当官にも参加いただいた（受講者23名）。さらに11月には、高機能フィルム展（幕張メッセ）において、芝浦機械ブースに経済産業省担当官を招き、二軸押出機の実機を用いて、装置の一般的な構造説明や規制スペックと部分品の関係性について具体的な説明を行った。

＜素材専門委員会（先端材料関連分科会）＞

7) 輸出令別表第1の1の項(3) 火薬類の「解釈」への除外規定拡大要望

1の項(3)で規制される「火薬類」に含むとされているもののうち、火薬類取締法第2条第1項第二号ハの「ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル」が含まれている製品であって、個人使用のために小売り用に包装されているものについては、「解釈」に除外規定を追加し、許可不要と扱うのが適当とする要望書を、2025年1月10日に経済産業省に提出した。本件については本年度、要望通り改正された。

(2) 今年度の要望事項

1) 熱分解黒鉛の該非判定に関する解釈伺い

4の項(15)貨物等省令第16条ハ(二)の熱分解黒鉛については、規制値が定められていないため、該非判定に困難をきたしている。分析装置に使用する熱分解黒鉛について、経済産業省に問い合わせた結果、貨物等省令の規定等、他に解釈等が定められていないものについては専門家や関係分野の専門家の知見に基づいて総合的に理解し、該非判定を行う旨の回答であった。このため、飛しょう体メーカーに、飛しょう体に使用される熱分解黒鉛の仕様等について確認した結果、飛しょう体に合わせて設計し、製造させた熱分解黒鉛を調達しているため、市販品が飛しょう体に使用できるかどうかについての知見は有していないことが判明した。また、飛しょう体と関係のない事業者が、飛しょう体メーカーに市販品の該非判定を求める根拠もない。このような熱分解黒鉛の該非判定について、2025年7月9日に、飛しょう体用に設計、製造された実績がないものについては非該当と判定してよいかどうか質問状を提出した。

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（航空宇宙分科会）＞

2) 複合材又は樹脂を用いた飛しょう体部分品の該非判定について

13の項(3)貨物等省令12条十号イ(一)及びロ(一)の規制範囲について、当該規制では規制該当の繊維からなる複合材または規制該当の樹脂のいずれかを使用した部分品であれば該当となっている。一方、MTCRでは規制該当の繊維からなる複合材及び規制該当の樹脂の

両方を使った部分品が規制されており、貨物等省令の規制範囲の方が広がっている。貨物等省令と MTCR の規制の違いについて、2025 年 7 月 9 日に、経済産業省に確認を依頼した。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（航空宇宙分科会）>

3) 輸出令別表第 1 の 2 の項 (1) および貨物等省令第 1 条第一号に関する Q&A 修正要望

経済産業省が HP で公表している「素材 Q&A 7：核原料物質を含む貨物の該非判断」では、「核原料物質は少量であっても輸出許可申請が必要である」と記載されているが、一部の貨物に関しては運用通達に対象外規定が設けられている。対象外規定の具体的内容を Q&A に追加することで、輸出者がより正確に該非判断を行えるようになると判断して先端材料関連分科会で修正案の検討を行い、要望書を取りまとめて 2025 年 10 月に経済産業省へ提出した。

<素材専門委員会（化学品 WG、先端材料関連分科会）>

また、政省令等の改正案に対して、各専門委員会（分科会）は積極的に意見を提出し、それら意見のいくつかは経済産業省によって採用され、政省令等、解釈に反映されている。

(資料 0-1 ~ 0-2)

2. 2 企業の輸出管理の適正化・効率化に関する調査、検討並びに支援 —該非判定的確化・効率化のためのガイダンス等の作成

本年度のリスト改正は、2023年の国際レジームの反映を含む重要・新興技術関連品目等に係る改正（政令2025年3月28日公布、省令等4月3日公布、5月28日施行）と、2024年の国際レジームの反映と噴霧乾燥機に関する規制内容の見直し等に係る改正（2025年11月14日公布、2026年2月14日施行）であった。

いずれの改正も国際レジームで合意されていない、いわゆる同志国規制を含んでおり、輸出品目ガイダンス改訂、パラメータシート改訂、分野別研修会ともにこれまで以上の検討や考察が必要となった中、各分科会、専門委員会にて精力的に取り組んだ。

（1）「輸出管理品目ガイダンス」等の改訂状況

2025年5月28日施行および2026年2月14日施行に対応したガイダンスを発行した。

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1) <核・原子力関連資機材> (第15版) | [2025年9月] |
| 2) <化学兵器製造関連資機材> (第15版) | [2025年7月] |
| 3) <化学製剤原料関連> (第11版) | [2025年7月] |
| 4) <生物兵器製造関連資機材> (第14版) | [2026年3月] |
| 5) <航空宇宙関連資機材> (第14版) | [2025年10月] |
| 6) <先端材料関連> (第21版) | [2026年3月] |
| 7) <エレクトロニクス> (第21版) | [2026年3月] |
| 8) <コンピュータ> (第18版) | [2026年2月] |
| 9) <通信・情報セキュリティ> (第20版) | [2026年3月] |

また以下ガイダンスについても発行準備をすすめている。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1) <輸出令別表第2化学品関連> (第8版) | [2026年5月予定] |
| 2) <核・原子力関連資機材> (第16版) | [2026年5月予定] |
| 3) <材料加工> (第18版) | [2026年4月予定] |
| 4) <センサー・レーザー・航法> (第14版) | [2026年5月予定] |

（2）パラメータシートの改訂状況

2025年5月28日施行に対応したパラメータシート、2026年2月14日施行に対応したパラメータシートともに、それぞれ電子版と印刷版を発行した。

別表第2化学品関連については、2025年8月と10月に電子版を発行した。

2025年5月に発行したもの

- 1) <先端材料関連>
- 2) <化学製剤原料関連>
- 3) <エレクトロニクス>
- 4) <コンピュータ>
- 5) <通信・情報セキュリティ>
- 6) <音響センサー・レーダー>

2026年1月に発行したもの

- 1) <先端材料関連>
- 2) <化学製剤原料関連>
- 3) <エレクトロニクス>
- 4) <コンピュータ>
- 5) <通信・情報セキュリティ>
- 6) <音響センサー・レーダー>

(3) 分野別研修会の実施

分野別研修会については Web ライブ配信セミナーの形で開催しており、開催実績および今年度内の予定は下記のとおりである。委員及び賛助会員企業さらには外部の専門家による講師と事務局で十全に準備を行っている。開催済みの研修会はいずれも好評であった。

	分 野	実施月
①	化学製剤・別表第2化学品関連	2026年1月21日
②	先端材料関連	2026年2月6日
③	生物化学兵器製造装置関連	2026年2月13日
④	コンピュータ／通信・情報セキュリティ	2026年3月25日
⑤	エレクトロニクス	2026年3月27日

(4) STC-Expert 演習問題集（貨物・技術編）の問題集（改訂版）発行

2025年5月28日施行の政省令等の反映、新規問題・解説の追加、内容の見直しを行った第15版が2025年7月7日に発刊された。

さらに、2026年2月14日施行の政省令等を反映、新規問題・解説の追加、内容の見直し等、第16版の準備をすすめている。

2. 3 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言

各専門委員会では、輸出管理レジームの規制内容の検討を行ってきたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が、引き続き輸出管理レジームの合意に影を落としているように思われる。ワッセナー・アレンジメントの2025年12月の合意リストにエディトリアルなものが多いことが、その証左であろう。それでも各専門委員会では輸出管理レジームの規制内容の検討を行ってきている。

(以下、NSGは原子力供給国会合、AGはオーストラリア・グループ、MTCRはミサイル関連機材・技術輸出規制、WAはワッセナー・アレンジメントを指す。)

今年度に検討や提案をしたものは以下のとおりである。

- ① NSG (2の項) の検討
- ② AG (3の項、3の2の項) の検討
- ③ MTCR (4の項) の検討
- ④ WA カテゴリ 9 の検討

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

- ⑤ NSG (2の項) の検討
- ⑥ AG (3の項、3の2の項) の検討
- ⑦ MTCR (4の項) の検討
- ⑧ WA カテゴリ 1 の検討

<素材専門委員会>

- ⑨ NSG (2の項) の検討
- ⑩ WA カテゴリ 2 の検討

<材料加工専門委員会>

- ⑪ NSG (2の項) の検討
- ⑫ WA カテゴリ 3 の検討

<エレクトロニクス専門委員会>

- ⑬ WA カテゴリ 4、5 の検討

<情報通信専門委員会>

- ⑭ WA カテゴリ 6、7 の検討と提案

<センサー・レーザー・航法専門委員会>

来期の状況は現段階では見通せないが、どのような状況になっても即応できる態勢は整備しておきたい。

2. 4 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査

(1) 見学研修会

今年度は日帰りの見学研修会を2度開催した。

- ① 開催時期 : 2025年12月22日(月)、2026年2月17日(火)
- ② 訪問先 : 防衛装備庁 艦艇装備研究所 (東京都目黒区)

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

<素材専門委員会>

(2) 勉強会・他分科会との連携

1) 勉強会

- ① 「米中技術覇権争いの現在地 (AI、量子技術を中心に抜粋)」勉強会

2024年11月に公表されたUSCC年次報告書の「第3章 新興技術における米中競争」及び2025年2月6日に行われたUSCC公聴会「中国製造2025 勝つのは誰か?」について、CISTEC有識者より、AI・量子技術を中心に関係する分野を取り巻く国際情勢の理解につながる勉強会を2025年10月17日に開催した。

<情報通信専門委員会>

- ② 「化学兵器禁止条約 (CWC) と OPCW の現状と課題」勉強会

2025年7月開催の分科会にて、帝国繊維 岩城顧問による題記勉強会を実施した。CWCの歴史とOPCWの役割およびVXやノビチョク等の高毒性化学兵器の歴史的経緯と現状を解説頂いた。今後はAIによる化学物質合成のリスクや前駆体・中間体の規制強化の必要性が指摘された。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会 (生物化学兵器製造装置分科会)>

<素材専門委員会 (化学製剤・生物系材料分科会)>

2) 他分科会との連携

2026年2月14日施行の政省令等改正で新規追加となった輸出令別表第1の7の項(10の2) 貨物等省令第6条第十号の二の「フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、電子組立品又は装置」に関して、情報通信専門委員会とエレクトロニクス専門委員会および傘下分科会で、規制対象の明確化に向けて情報共有と連携を行った上で、経済産業省と意見交換を行った。結果として経済産業省安全保障貿易管理ホームページのQ&Aに掲載され、規制内容の明確化に繋げることができた。

<エレクトロニクス専門委員会 (計測器分科会、半導体・集積回路分科会、
電子デバイス分科会)>

<情報通信専門委員会 (コンピュータ分科会、通信・情報セキュリティ分科会)>

3. 今後の課題

- (1) 提言要望事項のフォローアップ
- (2) 法令改正に対応したガイダンス、パラメータシート等の改訂、充実及び分野別研修会の実施
- (3) リスト規制品目、解釈等の緩和、合理化検討、提言
- (4) 大量破壊兵器等の技術と応用面の調査、海外における技術動向調査



(第2回貨物部会 2026年3月5日)